

屋外体育施設（有人）の利用条件

- (1) 受付時、利用者(団体)毎に「体調確認シート」の提出を義務付けます。
- (2) 発熱や風邪、嗅覚や味覚障害の症状がある方は入場及び利用ができません。
- (3) マスクの着用を徹底してください（競技中は可能な範囲で）
- (4) 利用前・利用後には手洗いをお願いします。
- (5) 咳エチケット（咳をするときは口を塞ぐ等）に気を付けてください。
- (6) 三つの密（密閉、密集、密接）を避けてください。
- (7) ゴミは必ず自身で持ち帰りください。
- (8) 休憩スペース、ベンチ等は利用できません。
- (9) 代表者は、参加者全員の連絡先の把握をお願いします。
- (10) 代表者は、参加者全員が発熱や風邪の症状がないことを確認してください。
- (11) 今後、感染拡大状況により閉鎖する場合があります。
- (12) 会議室等の利用者数の制限をします。
 - ・ 陸上競技場
 - 談話室 10名
 - ・ 市サッカー場
 - ミーティングルーム 5名
 - ・ 音羽運動公園
 - 会議室 10名

(注) 下線部が改定個所